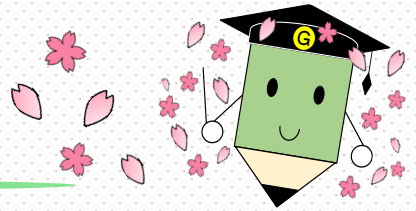




労働審判制度は 20周年を迎えました



労働審判制度は、平成18年4月に開始され、令和8年4月に制度開始20周年を迎えました。この制度は、個々の労働者と事業主の間の労働関係のトラブル(労働事件)を、迅速、適正かつ実効的に解決するために、司法制度改革の一環として誕生した制度であり、現在年間3000件以上の申立てがなされています。

労働事件は、特に社会経済動向等の影響を受けやすい事件類型であるといえますが、この20年間、リーマン・ショックや新型コロナウイルス感染症の拡大等の出来事を背景として、労働審判事件で取り扱われる労働事件も多様化、複雑困難化してきました。そのような中でも、労働審判制度は、常に「3つのS(迅速性Speedy, 専門性Specialized, 柔軟性Suitable)」を基本理念として運用され、多くの労働紛争を解決してきました。

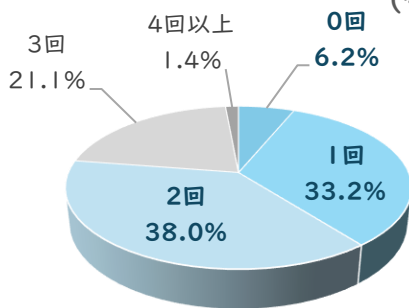
日々刻々と社会情勢が変化する中で、労働審判制度が、将来にわたって労働紛争を適正迅速に解決する制度として信頼され続けるように、今後も取り組んでまいります。



ウェブ会議を利用した労働審判廷の審理の様子(イメージ)

迅速な解決!

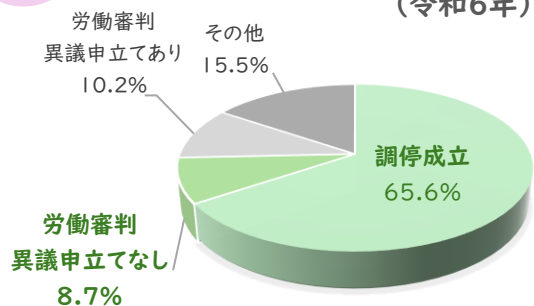
申立てから終局までの期日実施回数 (令和6年)



原則3回以内の期日で審理を終結しなければならないと法律で定められていますが、実際には**8割弱(77.4%)**が2回以内に終局しています。

高い解決率!

終局事由別の分布 (令和6年)



65.6%が話し合い(調停)で解決しています。労働審判後、異議申立てなく確定した分も含めると、**約74%が労働審判手続で解決**しています。

🌸 労働審判制度20年の歩み 🌸

労働審判制度開始から20年の間に起きた、我が国の雇用情勢に大きな影響を及ぼす出来事とともに、労働審判制度の運用の歩みを紹介します。

H18(2006).4
制度の運用開始(労働審判法施行)



労働審判の事件数は、制度開始から、順調に増加していましたが、リーマンショック直後のH21には、前年比約1.7倍と事件数が急増しました。



H20(2008).9

世界金融危機(リーマン・ショック)

➔雇用失業情勢の急速な悪化
いわゆる「派遣切り」



H25(2013).1

テレビ会議方式による期日運用開始

期日が行われる裁判所まで出向かなくても、最寄りの裁判所から期日に参加することができるようになりました!

H31(2019).4

働き方改革スタート
(働き方改革関連法施行)

- ・長時間労働の是正
- ・柔軟な働き方の推進
- ・労働生産性向上とワークライフバランス実現



R2以降、いわゆる残業代の請求を含む「金銭事件」の申立件数がおおむね減少傾向にありますが、その背景事情としては、新型コロナウイルス感染症拡大による時間外労働の減少や、在宅勤務の普及等の働き方の変化などが考えられるところです。



R2(2020).4

新型コロナウイルス感染症による
第1回緊急事態宣言発出



R2.6~

ウェブ会議方式による期日が一部の庁(地裁本庁13庁)で運用開始

R2.12 地裁本庁全庁

R4.5 労働審判取扱支部

➔労働審判を取り扱う全ての庁で利用が可能に!

いずれの期日でも裁判所に出頭せずに、ウェブ会議でつないで手続を進めることができるようになり、利便性が向上しました!

R5(2023).6

『民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律』が成立・公布

R10(2028).6までに

労働審判手続はデジタル化されます!



インターネットを利用した申立て等が可能になるほか、**事件記録が電子化**するなど、労働審判手続が全面的に電子化されます。今後も利用しやすくより良い制度を目指して取り組んでまいります!

